



マイナンバーカードがピピッと 健康保険証に(後編)

東京会 柏本 和江

社労士家村事務所勤務 2004年に入所後に電子申請・デジタル化を担当
東京都社会保険労務士会 デジタル・IT化推進特別委員会電子申請推進部会 部会長
全国社会保険労務士会連合会 電子申請ヘルプデスク相談員

マイナンバーカードの健康保険証利用について、TVドラマで半沢直樹役を演じた堺雅人さんによる政府広報が始まりました。皆様ご覧になりましたでしょうか。さすがのインパクトですね。

今月号では健康保険証利用申込方法(初回登録)とマイナンバーカードの今後について解説します。

マイナンバーカードの健康保険証 利用申込方法

マイナンバーカードの健康保険証利用申込(初回登録)には、スマートフォンまたはマイナンバーカード読み取り機能付きカードリーダーが必要です。

今回はスマートフォンを利用した申込方法についてご説明します。申し込みの流れは図の通りです。

1. ポイント

■スマートフォンはどんな機種でもOK?

マイナンバーカードはAndroid、iPhoneとも多くの機種で読み取りが可能です。iPhoneであれば7やSE(第2世代)から対応可能となっています。

■マイナンバーカードの準備は?

申し込みにあたっては、カード上ICチップの利用者証明用電子証明書を使用します。証明書の有効期間は、カードの取得から5回目の誕生日までとなっています。有効期限切れの場合はお住まいの市区

<必要なものを準備する>

- 申込者本人のマイナンバーカード
- 「マイナポータル」のインストール

iPhone

Android



マイナポータルAP



<マイナポータルAPを起動する>

- スマートホンのアイコンをタップする。
- 「健康保険証利用申込」をタップする。

<利用規約等を確認して、同意する>

※ 併せて、マイナポータルの利用者登録が行えます。

<マイナンバーカードを読み取る>

- 数字4桁の暗証番号を入力する。
- マイナンバーカードをスマートフォンにぴったりとあてて読取開始ボタンをおす。

<申込完了!!>



(出典 マイナンバーカードの健康保険証利用が始まります ~病院・歯科医院・薬局で利用可能~ 2020年12月000577618.pdf (mhlw.go.jp))

町村の窓口で電子証明書を更新してください。

■数字4桁の暗証番号は覚えていますか？

利用者証明用電子証明書の4桁の暗証番号は3回間違えるとロックがかかるようセキュリティ設定されています。一旦ロックがかかると市区町村の窓口で暗証番号を再登録する必要があります。

■スマホの操作

私が見聞きした範囲では、申込を行う前にスマートフォンの設定で「プライベートブラウザ」や「シークレット」モードをOFFにすることを忘れて上手くいかなかったことがあるようです。また、マイナポータルAPをインストール後に端末の再起動が必要だったケースもありました。

■操作方法がわからなかった時は

下記の動画やよくある質問を参考にしてください。

- ・【スマホ篇】マイナンバーカードの健康保険証利用の申込方法の手順(2020年8月13日公開) - YouTube
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用の申込 | よくある質問 | マイナポータル (myna.go.jp)

2. 実際に利用申込をしてみる

スマホにICカード読み取り機能が搭載されているということを初めて知りました。マイナンバーカードの読み取りはスマホ画面の操作ガイドに沿って行ったところスムーズに完了しました。

マイナポータルAPにログインする際は、マイナンバーカードと4桁の暗証番号が必要なので、通常使うスマホアプリよりセキュリティが厳重になって

います。

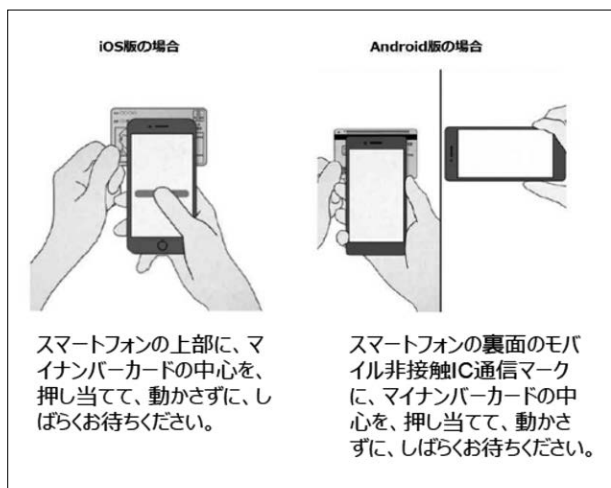
カードの読み込み時にはカードの表面を利用するので、裏面の12桁の個人番号を他人に見られることはなく安心でした。

職場の同僚や家族と一緒にやってみるのも一案かもしれません。若い人はスマホの操作に慣れているので、困った時等教えてもらえるのではないのでしょうか。

3. 普及に向けた取り組み

マイナンバーカードの保険証利用は医療機関・薬局でプレ運用を3月から開始しています。厚生労働省ホームページのマイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局についてのお知らせサイトにおいて、マイナンバーカードを健康保険証として使える医療機関・薬局のリストが3月下旬から正式に掲載される予定です。また、医療機関・薬局向けには既にマイナンバーカードの健康保険証利用の申し込みサポートガイドブックが作成されています。今後、医療機関等での導入が進むと、利用が加速するかもしれません。

マイナンバーカードの普及率が高い市区町村は、行政が率先してマイナンバーカードの取得を進めているため、駅や役所で申請援助をする等のキャンペーンを行っています。運転免許証を返納した高齢者やそもそも免許証を持っていない人が、自分を証明する写真付きの証明書として、マイナンバーカードを所持する機運が高まることも予想されます。



(出典 マイナンバーカードの健康保険証利用の申込サポートガイドブック(医療機関・薬局の方へ) <https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000722180.pdf>)



さらに利便性においても向上し、2021年10月から本人の同意があればマイナンバーカードを利用したオンライン資格確認で薬剤情報等が自動で連携され、医療機関で確認できるようになります。

社労士とマイナンバー制度の未来

『月刊社労士』2020年12月号で大野会長が述べていた「社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度利活用に関する検討会」について、2021年1月8日に厚生労働省から報告書が公表されました。報告書では、社会保障に係る31資格におけるマイナンバー制度の利活用に関し、

- ・届出の簡素化及びオンライン化
- ・マイナポータルを活用した資格保有の証明、提示
- ・マイナンバー制度を利活用した資格管理簿と就業届等の情報の突合による人材活用

等の論点について有識者の意見をまとめ、利活用に向けて今後の対応や課題が記載されています。31資格の中にはもちろん社労士も含まれています。

将来は社労士資格の登録時や変更時にマイナンバーの提供を求めることで、住民票の添付が不要になったり、マイナンバーカードを利用してマイナポータルにログイン後、社労士証票をスマホに表示し、お客様に提示できる時代が来るようです。実務上もマイナンバーカードが欠かせないものとなるのではないのでしょうか。

所感

私がメーカーに勤務していたころ、指紋を利用して本人と照合する機器の営業をしていた同僚が「全

く売れない」と愚痴をこぼしていました。それから30年が過ぎ、スマートフォンのロックを解除するときや銀行のATMでお金を引き出すとき等、当たり前のように指紋で本人認証が行われています。さらには顔認証でスマホやパソコンを利用するようになり、今やスマホ一つあれば、電車に乗れ、買い物ができる時代となりました。デジタルトランスフォーメーション（DX）は、社会や私たちの生活をより良くするために、既存のシステムやモデルを一新させ、新しい分野を創り出しています。

マイナンバー制度について個人情報や政府によって一元管理されることへの不安、マイナンバーカードによる不正利用やなりすましの心配等、様々な課題があるのは無理もないことだと思います。セキュリティの強化がこれまで以上に重要なのはいうまでもありません。

政府は2022年度内を目途にマイナンバーカード機能をAndroidスマホ端末へ搭載することを目指しています。そうなれば一気に利便性が高まり普及するでしょう。

コロナ禍の今、テレワークや兼業等、皆様は想像以上のスピードで働き方が大きく変化しているのを肌で感じているのではないのでしょうか。マイナンバーカードの健康保険証利用も、災害等想定をこえた出来事を契機に、大きく進む可能性があります。

我々社労士は、人権に配慮しつつ柔軟に対応できるよう準備を整える心構えが必要ではないかと感じています。

※3月26日の報道によると、厚生労働省はマイナンバーカードの健康保険証利用について、3月から予定していた全国での本格運用を先送りすると公表しました。これからの動向に注目したいですね。